

中央会の役目



「中央会」と聞いて、なにを想像しますか？新聞や雑誌で「JA全中をピラミッドの頂点に農協組織を牛耳っている」なんて表現を目にしますが、これはもちろん誤りです。では、中央会は具体的になにをしている組織なのでしょう。

ここでいう中央会は、JA中央会（都道府県農業協同組合中央会）とJA全中（全国農業協同組合中央会）です。

まず一つは、中央会は「JAグループの代表や調整をする役目を担っている」ということ。

国の農業政策が大きく変わるとして、営農や地域に不利益が出るようなら、農家は一致団結して意思表示をしますが、必ずしもそれが行政に届くとはかぎりません。そこで中央会は、JAから寄せられた農家の要望をとりまとめ、より大きな声にすることで行政などに要請していきます。

近年では、地震や台風、大雪など自然災害が頻発し、被害が広範囲にわたることがあります。地域のJAではとても対応しきれません。そんなときに中央会は、各地の膨大な情報をとりまとめ、利害調整をしつつ、農家の意思が支援や政策に反映されるよう機能を発揮します。

じつさい東京電力福島第一原発事故の損害賠償では、JA中央会やJA全中が協議会を組織し、東京電力と政府との窓口を一元化。JA全中は、各県の協議会が集めた被害状況をとりまとめ、損害賠償請求をしました。

また、「JAの経営をチェックし、アドバイス」もします。経営のやり方しだいで窮地に陥

るJAもあります。破綻してしまえば、組合員の営農や暮らし、地域社会にとって大きなマイナス。そこで中央会は、JAの財務のみならず業務全般にわたってチェックします。これを「監査・経営指導」と呼び、JAの業務に精通する協同組合監査士が行ってきました。

そもそも中央会は、一九五四年に経営が苦しい農協を助けることを使命の一つとしてつくられました。戦後、農協は雨後のタケノコのようにたくさん設立され、その多くが赤字経営にあえいでいました。そこで全国の農協をとりまとめ、指導にあたる組織が求められたわけです。

その後も中央会は大きな役割を果たしてきました。たとえば、一九九〇年代の広域合併。JAは金融機関という側面があるため、合併によって貯金量を大きくし、金融機関としての安定性を増す必要がありました。そうすれば、その分の利益を営農事業などで組合員へ還元することができま

す。中央会はJAとともに、財務などに関わる膨大で煩雑な合併業務を進めていきました。結果、「全国」で六〇〇〇超の農協を一〇〇〇にまとめる」という目標を二〇〇〇年代初頭に達成し、健全な経営を保っていたのです。

ところが、二〇一四年に規制改革会議農業ワーキング・グループが「農業改革に関する意見」を発表。それは次のような内容でした。

「単協が地域の多様な実情に即して独自性を発揮し、自主的に地域農業の発展に取り組みることができるよう、中央会主導から単協中心へ、『系統』を抜本的に再構築するため、農業協同組合合法に基づく中央会制度を廃止し（後略）」

つまり、「JAが独自性を発揮できないでいるのなら、中央会制度をなくしてしまえ」ということ。

でも、こんな例があります。JAの広域合併が進むなか、合併ではなく作目ごとにJA同士が連携し、共同で集荷販売する道を選んだ地域がありました。そのほうが地域に合っていると組合員が「独自に」判断したからで、中央会もそれを支持しました。最後に決めるのは、JAの組合員自身で、中央会がJAの事業を拘束しているかのような事実はありません。

結果的には、一九年九月末までに農協法上の中央会制度は廃止され、都道府県のJA中央会は連合会に、JA全中は一般社団法人に移行されることになりました。

そうしたなか、一五年一〇月、第二七回JA全国大会で「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」などが決議され、それらを実現するために、現在「新たな中央会」制度が検討されています。

今後の課題は、農協法にあった中央会の「建議権（行政に対する建議、すなわち意見や要求をする権利）」がなくなることです。もちろん、政府への要請ができなくなるわけではありません。しかし、法的な位置付けがなくなるわけで、農家の意思を政策にどのように反映させていくのか、その仕組みを改めて考えていく必要がありそうです。



著者
増田 佳昭

滋賀県立大学教授。専門は農業経済学、農業協同組合論。